

2026年1月9日

那須烏山市との「遺贈寄附に関する連携協定」の締結について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、このたび、那須烏山市（市長 川俣 純子）と「遺贈寄附に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本協定により、「自身の遺産を那須烏山市のために役立てたい」と希望されるお客さまに対し、遺言書作成のコンサルティングを行う「遺言信託」のサービスを活用し、遺贈寄附として、お客さまの想いを「かたち」にいたします。

当行は、今後も多様化する資産承継ニーズにお応えできるよう、より付加価値の高いサービスの提供に努めるとともに、“地域と共に生きる”銀行として、地域社会・地域経済へのさらなる貢献を目指してまいります。

記

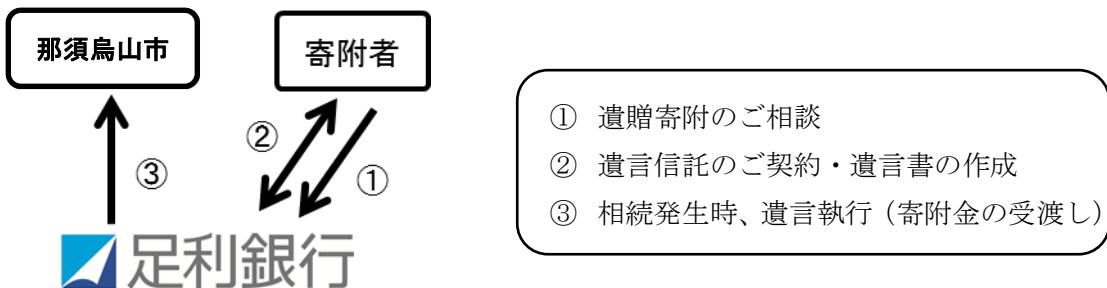
1. 本協定の目的

本協定は、当行が取り扱う「遺言信託」のスキーム※を活用し、那須烏山市への遺贈寄附による社会貢献を希望されるお客さまのニーズにお応えすることを目的としています。

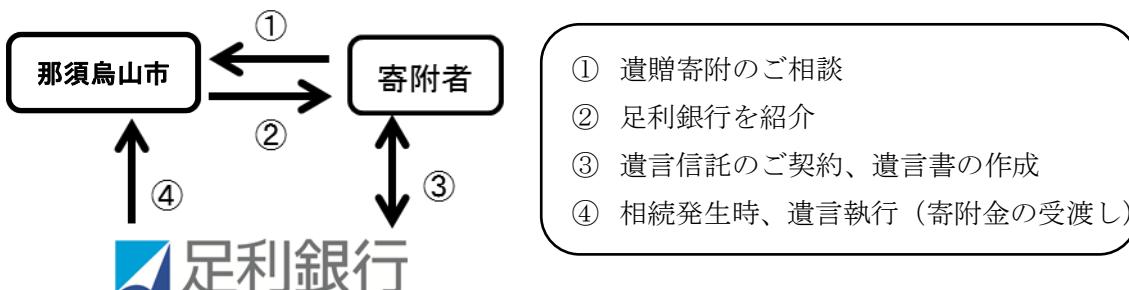
※あしぎん「遺言信託」の詳細については、[当行ホームページ](#)をご覧ください

2. 遺贈寄附の流れ

【足利銀行へ遺贈寄附をご相談された場合】



【那須烏山市へ遺贈寄附をご相談された場合】



足利銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

足利銀行

栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 TEL.028-622-0111(大代表) www.ashikagabank.co.jp

3. 締結日

2026年1月5日(月)

以 上